

外務省



《外務省》

表 11-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 24 年 4 月 17 日策定） 平成 25 年 3 月 14 日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 19 の施策（5 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	○ 未了：政府開発援助 17 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：65件 〔表 11-3-ア、イ〕 《政府開発援助：22件》 〔表 11-3-ウ〕	実施が妥当	65 《22》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	65 《22》
					《概算要求及び機構・定員要求への反映》 （概算要求に反映 29件《22件》）	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：20件 〔表 11-3-エ〕 {総合評価方式：19件} 〔表 11-3-オ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	7	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	7
			目標の達成 に向けて進 展があ った	13	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	13
					政策の重点化等	10
					政策の一部の廃止、休止又 は中止	1
					《概算要求及び機構・定員要求への反映》 概算要求に反映 18件 機構・定員要求に反映 17件 （うち、機構4件、定員17件）	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	政府開発援助：2件 〔表 11-3-カ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	政府開発援助：9件 〔表 11-3-キ〕	継続が妥当	9	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

- (注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。  
 2 《 》は、平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれら  
 の結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として  
 新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 11-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条の規定に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成24年4月23日、5月7日、5月28日、6月4日、6月13日、6月18日、6月26日、7月9日、7月11日、8月22日、8月31日、10月9日、10月16日、12月6日、12月17日及び12月25日並びに平成25年1月17日、1月28日、2月12日、3月1日、3月5日、3月25日及び3月29日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「洪水対策支援計画」(カンボジア王国)
2	「保健社会向上センター建設計画」(ブルキナファソ)
3	「ピラ中央病院改善計画(本体工事)」(バヌアツ共和国)
4	「国内海上輸送改善計画」(マーシャル諸島共和国)
5	「ウゴング道路拡幅計画」(ケニア共和国)
6	「ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画」(セネガル共和国)
7	「食糧備蓄能力強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
8	「キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画」(コンゴ民主共和国)
9	「第五次小学校建設計画」(ブルキナファソ)
10	「首都圏電力供給能力向上計画」(パラオ共和国)
11	「ジュバ市水供給改善計画」(南スーダン共和国)
12	「シンズリ道路建設計画(第三工区)」(ネパール連邦民主共和国)
13	「パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画」(タイ王国)
14	「東部外環状道路(国道9号線)改修計画」(タイ王国)
15	「中部地域保健施設整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「ナンプラ州中学校改善計画」(モザンビーク)
17	「食料生産基盤整備計画」(スーダン共和国)
18	「カッサラ市給水計画」(スーダン共和国)
19	「南東県ジャクメル病院整備計画」(ハイチ共和国)
20	「南部諸民族州小中学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
21	「第五次小学校建設計画」(ベナン共和国)
22	「ナカラ港緊急改修計画」(モザンビーク)
23	「モンロビア市電力復旧計画」(リベリア共和国)
24	「カラチ小児病院改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
25	「ジュバ河川港拡充計画」(南スーダン共和国)
26	「ナイル架橋建設計画」(南スーダン共和国)
27	「ダルエスサラーム市交通機能向上計画」(タンザニア連合共和国)
28	「国家広域開発計画(UNDP連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
29	「ナンガルハール農村インフラ改善計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
30	「カブール県、バーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」 (アフガニスタン・イスラム共和国)
31	「住民参加型の都市開発支援計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
32	「第二次カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
33	「デサブ南地区給水施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
34	「マイクログリッドシステム導入計画」(トンガ王国)
35	「シハヌーク州病院整備計画」(カンボジア王国)
36	「農業人材育成機関強化計画」(ミャンマー連邦共和国)
37	「気象観測装置整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
38	「ヤンゴン市フェリー整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
39	「小水力発電計画」(ラオス人民民主共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(1)参照。

なお、平成25年度予算要求までに公表したNo.1～24については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条の規定に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成24年5月28日、5月31日及び10月2日並びに平成25年1月17日、2月8日、2月21日、3月11日、3月25日及び3月29日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表11-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「モンバサ港周辺道路開発計画」(ケニア)
2	「バスラ製油所改良計画(Ⅰ)」(イラク共和国)
3	「タミル・ナド州送電網整備計画」(インド)
4	「デリー上水道整備計画」(インド)
5	「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画」(インド)
6	「第八次開発政策借款」(インドネシア共和国)
7	「社会経済開発支援計画」(ミャンマー連邦共和国)
8	「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
9	「全国送電網整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
10	「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(Ⅰ)」(バングラデシュ人民共和国)
11	「カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)」(バングラデシュ人民共和国)
12	「バングラデシュ北部総合開発計画」(バングラデシュ人民共和国)
13	「タナフ水力発電計画」(ネパール連邦民主共和国)
14	「大コロボ圏送配電損失率改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
15	「ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)フェーズⅠ(ゴックホイ車両基地)(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ゲアン省北部灌漑システム改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
18	「気候変動対策支援プログラム(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第一次経済運営・競争力強化貸付」(ベトナム社会主義共和国)
21	「第二期国道改修計画」(ベトナム社会主義共和国)
22	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
23	「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画」(フィリピン共和国)
24	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)」(インド)
25	「チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)」(インド)
26	「ビハール州国道整備計画(フェーズ2)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(2)参照。

なお、平成25年度予算要求までに公表したNo.1～5については、予算要求に反映。

- (3) 以下の22案件(無償資金協力9、有償資金協力13)は、平成23年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成25年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 11-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 23 年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
<b>無償資金協力</b>	
1	「カブール県及びパーミヤン県灌漑施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
2	「第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
3	「中央高地 3 県における学校建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
4	「ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画」(ウガンダ共和国)
5	「カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「カブール市東西幹線道路等整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
7	「パーミヤン空港改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
8	「第二次農地改革地域橋梁整備計画」(フィリピン共和国)
9	「第二次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
<b>有償資金協力</b>	
10	「ギソン火力発電所建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
11	「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画」(セルビア共和国)
12	「ガバスメドニン間マグレブ横断道路整備計画」(チュニジア共和国)
13	「カルシーテルメズ鉄道電化計画」(ウズベキスタン共和国)
14	「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」(エジプト・アラブ共和国)
15	「バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ 2)」(スリランカ民主社会主義共和国)
16	「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ 3」(インド)
17	「中部ルソン接続高速道路計画」(フィリピン共和国)
18	「ホアラック科学技術都市振興計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベントイン〜スオイティエン間(1号線))(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「国道 3 号線道路ネットワーク整備計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
22	「第二期南部ビンズオン省水環境改善計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表 11-4-(3)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 24 年度(平成 23 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 20 の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 8 月 29 日に「平成 24 年度外務省政策評価書(平成 23 年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表 11-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本目標 I 地域別外交</b>			
1	アジア大洋州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
2	北米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
3	中南米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
4	欧州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
5	中東地域外交	目標の達成に向けて	改善・見直し

		進展があった	
6	アフリカ地域外交	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅱ 分野別外交</b>			
7	国際の平和と安定に対する取組	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
8	国際経済に関する取組	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
9	国際法の形成・発展に向けた取組	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</b>			
11	海外広報、文化交流	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
12	報道対策、国内広報、IT広報	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅳ 領事政策</b>			
13	領事業務の充実	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</b>			
14	外交実施体制の整備・強化	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
15	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅵ 経済協力</b>			
16	経済協力	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
17	地球規模の諸問題への取組	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅶ 分担金・拠出金</b>			
18	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
19	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
20	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(4)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成25年度(平成24年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る19の施策を対象として評価を実施中。

表11-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本目標Ⅰ 地域別外交</b>	
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
<b>基本目標Ⅱ 分野別外交</b>	
7	国際の平和と安定に対する取組

8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
基本目標Ⅳ 領事政策	
12	領事業務の充実
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	
13	外交実施体制の整備・強化
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
基本目標Ⅵ 経済協力	
15	経済協力
16	地球規模の諸問題への取組
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

- (3) 「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第7条第2項第2号イ）の2案件を対象として評価を実施し、その結果を平成24年8月29日に「平成24年度外務省政策評価書（平成23年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表11-3-カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「ビジャカパトナム港拡張計画」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
2	「地方部インターネット利用拡充計画」（ベトナム）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(5)参照。

2 平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして5案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により2案件を評価している。

- (4) 「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第7条第2項第2号ロ）の9案件を対象として評価を実施し、その結果を平成24年8月29日に「平成24年度外務省政策評価書（平成23年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表11-3-キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「地中海道路建設計画」（モロッコ）	継続が妥当	引き続き推進
2	「コロンボ市配電網整備計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
3	「次世代航空保安システム整備計画」（フィリピン）	継続が妥当	引き続き推進
4	「アッパーコトマレ水力発電計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
5	「リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）」（インドネシア）	継続が妥当	引き続き推進
6	「サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）」（ベトナム）	継続が妥当	引き続き推進
7	「遼寧省鞍山市総合環境整備計画」（中国）	継続が妥当	引き続き推進
8	「山西省西龍池揚水発電所建設計画」（中国）	継続が妥当	引き続き推進
9	「アスタナ上下水道整備計画」（カザフスタン）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

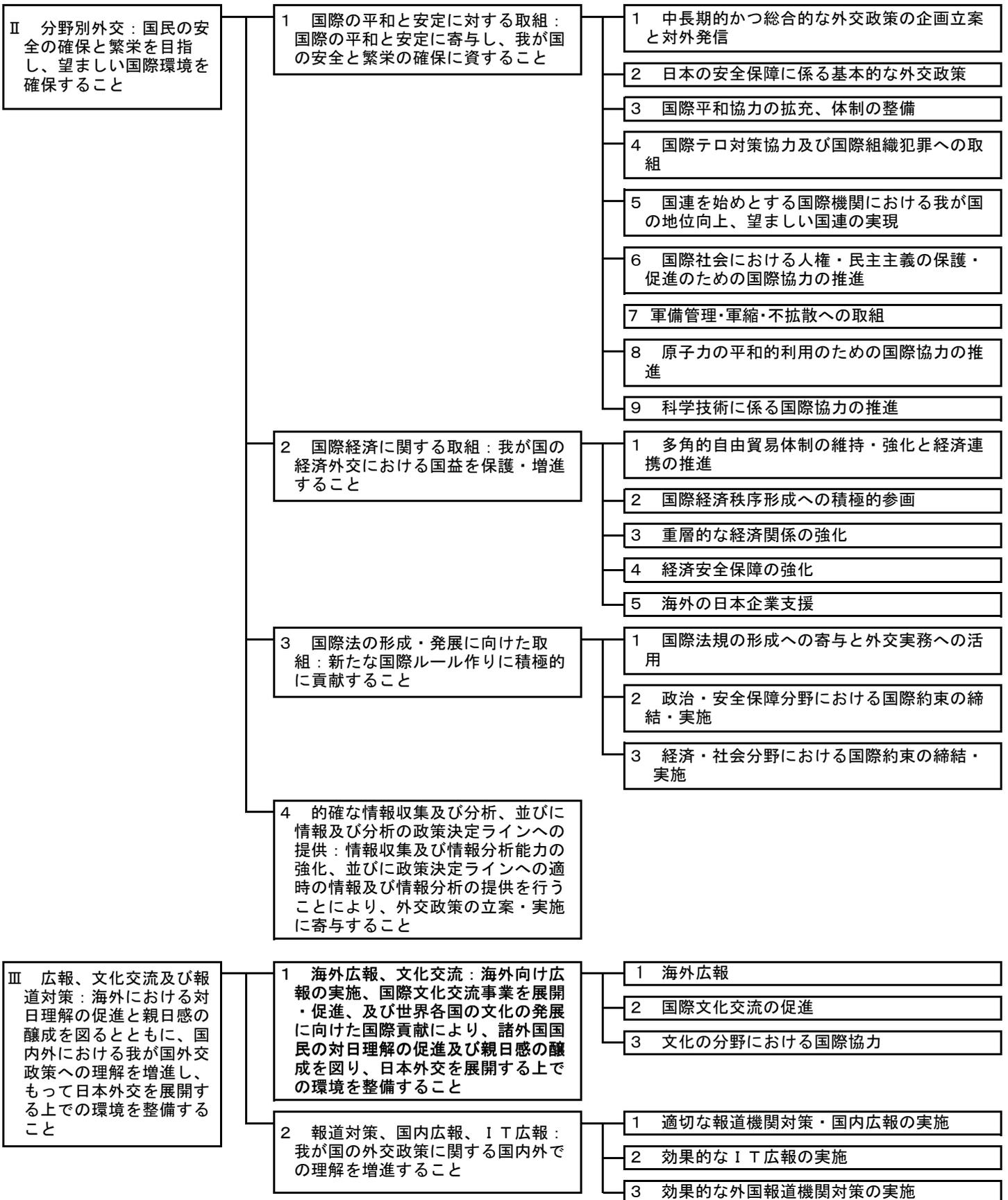
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 11-4-(6) 参照。

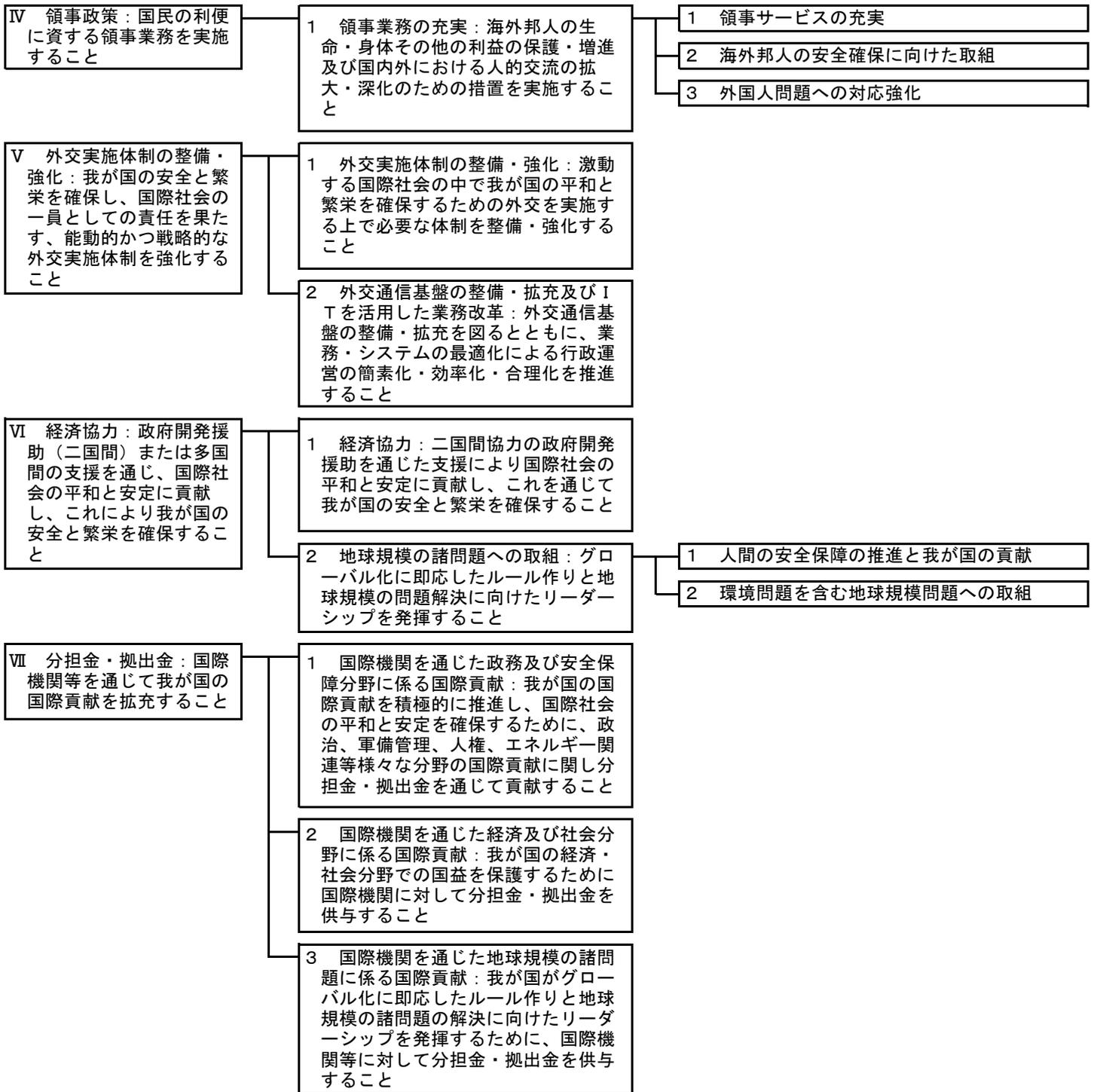
- 2 平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 14 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 9 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
<p>I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること</p>	<p>1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体構想」を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること</p>	<p>1 東アジアにおける地域協力の強化</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化</p> <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化</p> <p>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化</p>
	<p>2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること</p>	<p>1 北米諸国との政治分野での協力推進</p> <p>2 北米諸国との経済分野での協力推進</p> <p>3 米国との安全保障分野での協力推進</p>
	<p>3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること</p>	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p>
	<p>4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること</p>	<p>1 欧州地域との総合的な関係強化</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</p>
	<p>5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること</p>	<p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p>
	<p>6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること</p>	<p>1 T I C A Dプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p>





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan\\_taiou.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html)) 参照